

## 平成30年度 教職課程科目受講希望者の留意事項

### (1) 取得を目指す免許状の前提条件

卒業した学科、または在学する大学院研究科・専攻科に係る免許状であること。

### (2) 教職課程受講条件（平成30年度春学期募集 新規科目等履修生より適用）

- ・ 教育学部
  - \* なし
- ・ 文学部人間学科
  - \* 卒業時の累積 GPA が 2.00 以上
  - \* 教育実習および介護等体験に関しては累積 GPA2.30 以上
- ・ 文学部英語教育学科
  - \* 卒業時の累積 GPA2.40 以上、もしくは TOEFL iBT 45 点以上、TOEIC470 点以上、英検 2 級以上のいずれかを取得していること。
- ・ 芸術学部
  - \* 卒業時の累積 GPA が 2.30 以上
- ・ 農学部
  - \* 卒業時の累積 GPA が 2.00 以上
- ・ 工学部
  - \* なし
- ・ リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科
  - \* 卒業時の累積 GPA が 2.40 以上

### (3) 教育実習（現場実習）許可条件（平成16年度 新規科目等履修生より適用）

- ① 教育実習事前指導「P」
  - ② 教職に関する科目を修得していること
    - 「教育概論」
    - 「教育原理」
    - 「学習・発達論」
    - 「各教科の指導法Ⅰ」
    - 「各教科の指導法Ⅱ」
- ※ 教育学部を除く  
介護等体験を終了していること  
\* 農業・工業・情報・工芸 いずれかの免許状のみを取得しようとする者を除く

### (4) 幼稚園教諭1種免許状または小学校教諭1種免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験（私立学校を含む）を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業生または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。但し、新免許法（平成10年改正法）科目による履修に限る。
- b. 本学大学院に在学する者（入学予定者を含む）であって、本学学部において開講される教職課程科目（教科に関する科目、教職に関する科目、教科または教職に関する科目）・単位の履修を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。但し、新免許法（平成10年改正法）科目による履修に限る。また、大学院生が学部の授業科目を履修する場合、研究科によっては履修単位数の制限を設定している場合がありますので、履修登録前に研究科長、指導教員、授業運営課に相談してください。

### (5) 中学校教諭1種免許状または高等学校教諭1種免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験（私立学校を含む）を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業生または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。但し、新免許法（平成10年改正法）科目による履修に限る。
- b. 本学大学院・芸術専攻科に在学する者（入学予定者を含む）であって、本学学部において開講される教職課程科目（教科に関する科目、教職に関する科目、教科または教職に関する科目）・単位の履修を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。但し、新免許法（平成10年改正法）科目による履修に限る。

### (6) 本学で取得できる免許状

免許の種類		取得可能な学部・学科
幼稚園教諭1種免許状		教育学部教育学科
小学校教諭1種免許状		教育学部教育学科
社会	中学校教諭1種免許状	文学部人間学科、教育学部教育学科
公民	高等学校教諭1種免許状	
保健体育	中学校教諭1種免許状	教育学部教育学科
	高等学校教諭1種免許状	
英語	中学校教諭1種免許状	文学部英語教育学科
	高等学校教諭1種免許状	
国語	中学校教諭1種免許状	リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科
	高等学校教諭1種免許状	
理科	中学校教諭1種免許状	農学部生物資源学科・生物環境システム学科・生命化学科
	高等学校教諭1種免許状	
農業	高等学校教諭1種免許状	農学部生物資源学科・生物環境システム学科
数学	中学校教諭1種免許状	工学部ソフトウェアサイエンス学科
	高等学校教諭1種免許状	工学部マネジメントサイエンス学科
工業	高等学校教諭1種免許状	工学部機械情報システム学科
情報	高等学校教諭1種免許状	工学部ソフトウェアサイエンス学科
音楽	中学校教諭1種免許状	芸術学部芸術教育学科
	高等学校教諭1種免許状	
美術	中学校教諭1種免許状	
	高等学校教諭1種免許状	
工芸	高等学校教諭1種免許状	

(7) 教育実習の履修

「教育実習」に係る科目の履修は「事前指導」「現場実習」「事後指導」を履修するため2ヶ年にわたります。また、教育実習についての詳細は科目等履修生対象の教職ガイダンスで説明します。なお、教育実習のみの履修は認めていません。

(8) 介護等体験の実施（小・中学校教育職員免許状取得希望者）

介護等体験の申込方法、事前指導の実施内容についての詳細は科目等履修生対象教職ガイダンスで説明します。なお、介護等体験のみの履修は認めていません。

「介護等体験」の期間は、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間です。

社会福祉施設等については「各都道府県社会福祉協議会」が、特別支援学校については「各都道府県教育委員会」が取り扱い、原則として大学が受入依頼のとりまとめおよび事前の指導を行います。

体験時期については別途指示します。

「介護等体験」は、別途費用がかかります。平成29年度の金額は20,000円です。

納入方法については、後日、教師教育リサーチセンターより連絡します。

秋学期のみ希望の新規志願者で「介護等体験」の実施を希望する方は、受け入れ施設の申込みならびに事前指導の関係上、次年度も科目等履修生の継続を必要とします（この場合、介護等体験の費用だけでなく科目等履修生としての在籍料もかかります）。

(9) 履修科目の申請（志願書）

志願書に受講を希望する科目名を記入し、指定期間内に授業運営課に提出してください。

(10) 教育職員免許状の授与申請手続き

教育職員免許状の授与に関する申請手続きは、通常の学部生と同様に大学が東京都にまとめて申請をする【一括申請】にて対応します。但し、申請に伴うガイダンスへの出席や申請に必要な書類の提出がなされない場合、【一括申請】の対象から外しますので注意が必要です。

(11) 教職実践演習の履修

平成21年4月1日の教育職員免許法施行規則の改正により教育職員免許状を取得するには「教職実践演習」の修得が必要です。なお、法令上「教職実践演習」の修得につきましては経過措置等がありますが、本学では科目設置の趣旨を鑑み、本学で科目等履修生として教育実習を含み教職科目を履修する場合、「教職実践演習」は必ず履修していただきます。また、本学では「教職実践演習」のみの履修は、原則、認めておりません。

(12) 年間の流れ

次頁の表を参照してください。

